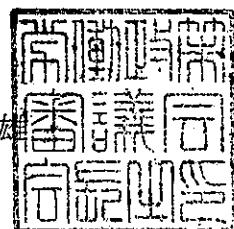


別紙2

労審発第749号  
平成26年4月25日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄



平成26年4月25日付け厚生労働省発能0425第2号をもって諮詢のあった「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準案」について、本審議会は、下記の通り答申する。

記

別紙「記」のとおり。

# 別紙

平成 26 年 4 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

職業能力開発分科会

分科会長 小杉 札子

「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準案」について

平成 26 年 4 月 25 日付け厚生労働省発能 0425 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。その上で、今後も、対象教育訓練の実施状況、成果等の把握に努め、その分析を踏まえて、必要に応じて指定基準を見直していくべきである。